

ポイント
(第 4 期中期計画の変更 (案))

- 第 196 回国会 (平成 30 年常会) において、独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正する法律 (以下「改正信用基金法」という。) が成立。
- 改正信用基金法において、独立行政法人農林漁業信用基金の業務として、森林経営管理法 (平成 30 年法律第 35 号) 第 46 条の規定による支援 (林業経営者に対する経営の改善発達に係る助言等) を行うことが追加。
これを受けて、第 4 期中期計画において、
 - ・ 「森林経営管理法に規定する林業経営者に対する経営の改善発達に係る助言等に取り組む」旨を記載するとともに、
 - ・ 「指標」(経営の改善発達に係る制度周知、助言等の件数) を設定する
こととする。
- 併せて、第 4 期中期計画において、改正信用基金法において措置された「出資者に対する持分の払戻し」に係る標準処理期間 (30 日) を設定することとする。
- 平成 31 年 4 月 1 日から施行。